

＜集団的かつ持続可能な支援体制の構築に積極的に取り組む事例＞

○広域集落協定による継続的営農体制の確立

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	新潟県上越市大島区農業振興会 じょうえつしおおしまくのうぎようしんこうかい			
協 定 面 積 110.5ha	田 (100%) 水稻・そば	畑	草地	採草放牧地
交 付 金 額 2,349万円	個人配分 共同取組活動 (51%) 農道・水路の維持管理・補修費、農用地の維持費 共同利用機械・施設の整備費及び積立金 大島区農業振興会事務経費 ほか			49% 18% 26% 7%
協 定 参 加 者	(大島区8集落)農業者123人、農業生産法人1、生産組織5、水利組合2、非農業者11人、公社1			開始：平成22年度

2. 取組に至る経緯

大島区（旧大島村）では、これまで個々の集落が共同取組活動を通じて営農の基礎となる農道や水路を保全し農地と農業を守ってきたが、高齢化の進行と担い手不足により営農の継続が困難な集落も生まれつつあり、また高齢農業者には協定事務の負担は重く、第3期対策に取り組むにあたり、事務負担の軽減を求める声が多くあった。

上越市（区総合事務所）では、集落が担ってきた機能を維持し地域農業を守っていくために、集落間連携に向けた取組を展開していたため、当地区もその必要性を認識し、区総合事務所の支援・助言のもと集落間連携に取り組むことに至った。

3. 取組の内容

協定事務の負担軽減を主な課題とし、集落間連携の可能性について検討するため、地区内で意見交換会等を実施するとともに、「大島区直接支払推進連絡会議」を立ち上げ、広域集落協定締結に向け話し合いを開始した。

各集落及び地域の現状と課題を把握しながら検討を重ねた結果、大島区農業振興公社に事務局を置き、専任の事務員を配置し、8集落協定を一本化することで合意が図られ、平成22年8月に「大島区農業振興会」を設立し、広域集落協定を締結した。

振興会では、他に区内4集落協定の事務支援を行うとともに、振興会に未加入の区内集落協定への加入促進や、集落協定未締結集落の農業者に対する振興会への加入促進、土地利用計画の作成など活動を開始した。



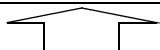
【大島区農業振興会設立支部代表者会議】



【大島雪ほたるロード(区全体での環境取組)】

【集落の将来像】

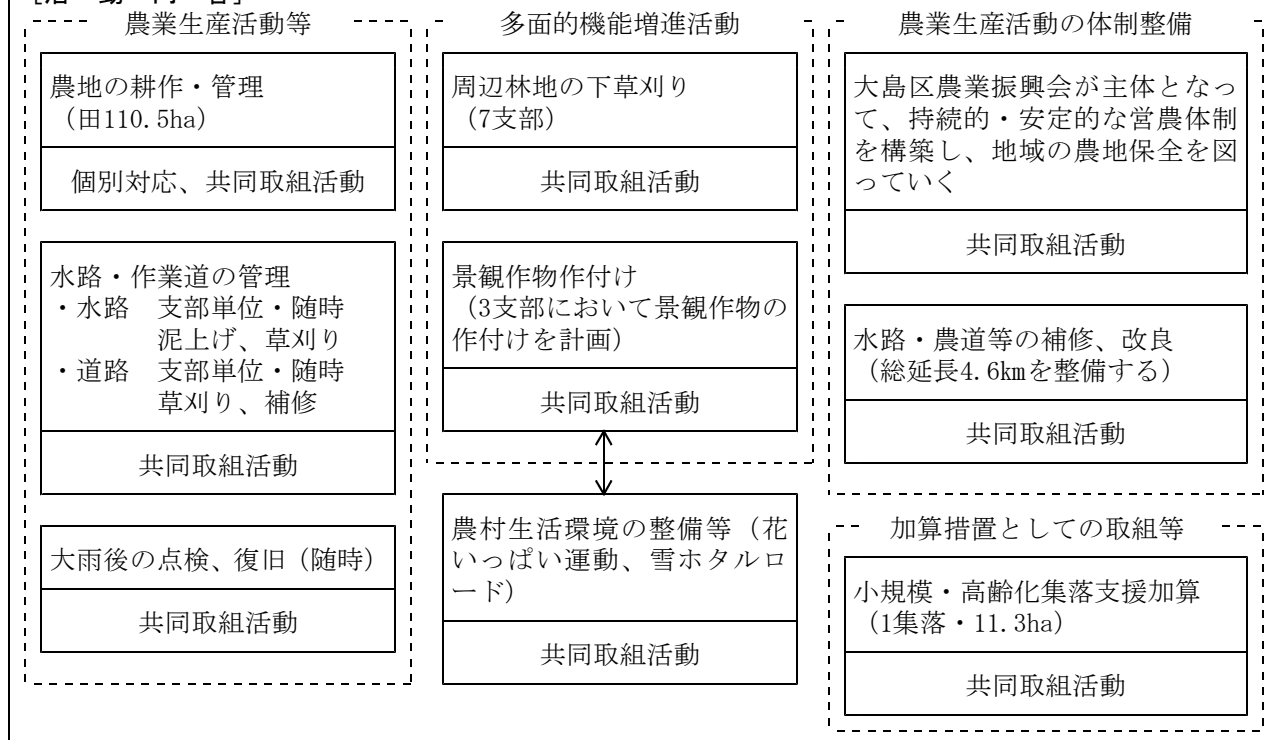
- 大島区農業振興会が主体となり、地域・集落が抱える課題に対し、地域が一体となって取り組んでいくことで、農地の保全と継続的な営農体制の確立を目指す。



【将来像を実現するための活動目標】

- 大島区農業振興会の体制を整備し、農地の利用調整機能を発揮する。
- 集落の共同取組への支援体制の確立など、地域内外の連携体制を構築する。
- 関係機関・団体と連携して地域に定着する特産の開発を目指し、農業者の所得向上を図る。

【活動内容】



集落外との連携

- 協定集落相互の連携を強化するとともに、地区内の振興会未加入協定への加入促進、集落協定未締結集落の農業者に対する振興会への加入促進を図る。

4. 今後の課題等

大島区農業振興会は設立されたばかりであり、今後、共同取組活動や農地の利用調整、組織の拡大、外部組織等との連携など、集落単独では対応できない地域及び集落の課題について、地域の実情を考慮しながらできることから取り組みを進めていく。

また、地域に定着する特産作物の育成も重要な課題であることから、水稻のブランド化や新規にアスパラガスの栽培等に取り組む、水稻との複合経営による農業者の所得向上につなげていく。

【第2期対策の主な成果】

(第2期対策では集落単位の協定だったため、その中から主な効果を記載)

- ・ 農作業の共同化・コスト低減(1集落協定：共同育苗)
- ・ 生産組合の法人化((農)菖蒲生産組合、H19.6設立)